

役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

社会福祉法人きたの愛光会

役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きたの愛光会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長に対する報酬は、月額5万円を支給する。なお、賞与及び退職手当等は、支給しない。
- 3 理事長以外の理事に対する報酬は、支給しない。ただし、法人の本部事務局又は事業所の職を兼務する理事には、報酬として月額1万円を支給する。
- 4 監事に対する報酬は、支給しない。ただし、監事監査を実施したときは、その都度、報酬として、7千円を支給する。
- 5 評議員に対する報酬は、支給しない。
- 6 報酬を受ける理事長及び理事が月の途中において退任又は解任された場合及び就任した場合の報酬については、当該月の日数を基礎として日割りにより計算する。

(報酬の支給方法)

第4条 前条の報酬の支給時期は、次のとおりとする。

- 2 理事長及び本部事務局又は事業所の職を兼務する理事には、職員給与の支給日に支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 5 前条第4項の監事には、その都度、通貨をもって本人に支給する。

(交通費等の支給)

第5条 役員等が、理事会又は評議員会に出席した時並びに監事監査を実施したときは、これに伴う交通費実費相当額として、その都度、1回につき3千円を支給する。

- 2 理事及び監事並びに評議員が職務のため、北見市の区域外に出張した時は、法人「旅費規程」に基づき、必要な交通費、宿泊費及び日当を支給する。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成10年12月8日から施行する。

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。